

# いわて子ども読書プラン

「岩手県子どもの読書活動推進計画」



平成 16 年 3 月

岩手県教育委員会

## 「本に手をのばす子ども」の育成をめざして

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであり、新しい世界とめぐり会い、新たな自分をかたちづくる営みです。

昨今、全国的に、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されております。テレビやビデオ、インターネットなど、IT時代といわれる現代は、子どもの生活様式にも大きな影響を与えており、そのことが「読書離れ」の一つの要因となっているともいわれております。

県教育委員会では、本県においても、全国と同様の読書離れの傾向があるものとの考え方に立ち、国における「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行や「同基本計画」の策定を踏まえて、子どもたちが読書の魅力を感じながら主体的に読書活動に取り組むことのできる環境づくりを進めるため、総合的な施策として、岩手県子どもの読書活動推進計画「いわて子ども読書プラン」を策定しました。

本計画は、これまでのさまざまな読書活動推進の取り組みを踏まえ、家庭・学校・地域等それぞれの立場からの望ましい取り組みのあり方や県の施策の方向、市町村や県民のみなさまに期待することなどをまとめたものです。

今後は、本計画に基づき、子どもたちの心豊かな成長を願い、その大きな手だてとなりうる読書活動が県民一体となった取り組みのもとに一層推進されるよう、関係機関・団体等との連携・協力のもと、積極的に取り組んで参ります。

終わりに、本計画を策定するに当たり、「岩手県子どもの読書活動推進計画検討委員会」の委員をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

平成 16 年 3 月

岩手県教育委員会 教育長 佐藤 勝

序	1 計画策定の趣旨	2 計画の性格	3 計画の期間	4 計画の構成	1		
<b>総論</b>	第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状		1 子どもの読書活動の意義		2		
			2 本県の現状		3		
	第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方		1 子どもが本に親しむ環境づくり		4		
			2 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取り組みの推進		4		
			3 子どもの読書活動に関する普及・奨励		4		
<b>各論</b>							
<b>第1章 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進</b>	1 家庭における読書活動の推進		(1)現状と課題		6		
			(2)家庭の役割		6		
			(3)家庭における読書活動の推進		ア 子ども発達段階にふさわしい取り組みの例		7
					イ 本を選ぶ、または手に入れる方法の例		7
					ウ 読書の習慣化に向けた意欲づけと賞揚の工夫の例		7
	(4)県の施策の方向				7		
	(5)市町村に期待する取り組み				8		
	2 地域における読書活動の推進		(1)現状と課題		9		
			(2)地域の役割		ア 図書館		9
					イ 公民館や児童館等		10
					ウ 民間団体や教育振興運動等		11
			(3)県の施策の方向				12
	(4)市町村に期待する取り組み				12		
	3 学校等における読書活動の推進		(1)現状と課題		14		
			(2)学校等の役割		14		
			(3)学校等における読書活動の推進		ア 読書の時間確保と読書指導の充実		15
					イ 学校図書館の利活用促進		15
					ウ 学校図書館及び公立図書館の利活用指導の充実		15
					エ 児童会・生徒会活動による取り組みの充実		15
					オ 教職員間の連携・協力と意識高揚		15
					カ 家庭・地域との連携		16
					キ 障害のある子どもに配慮した読書活動の充実		16
			ク 幼児期における読書活動の充実		16		
	(4)県の施策の方向				17		
	(5)市町村に期待する取り組み				17		
18							
1 地域における諸条件の整備・充実							
2 公立図書館の整備・充実		(1)整備・充実の方策		ア 図書資料の整備		18	
				イ 設備等の整備・充実		18	
		(2)県の施策の方向				19	
(3)市町村に期待する取り組み				19			
3 学校図書館等の整備・充実		(1)現状と課題				21	
		(2)整備・充実の方策		ア 図書資料の整備		21	
				イ 学校図書館の情報化及び資料運搬システムの構築		22	
				ウ 学校図書館の活用を充実するための人的配置		22	
				エ 幼稚園や保育所における整備・充実		23	
		(3)県の施策の方向				23	
		(4)市町村に期待する取り組み				23	
24							
1 公立図書館と学校等の連携・協力		(1)現状と課題				24	
		(2)公立図書館と学校等の連携・協力				24	
25							
2 公立図書館とその他関係機関との連携・協力							
3 学校間の連携・協力							
4 県立図書館と市町村立図書館相互の連携・協力							
5 県の施策の方向							
6 市町村に期待する取り組み							
26							
1 推進体制の整備		(1)県の施策の方向				26	
		(2)市町村に期待する取り組み				26	
2 子どもの読書活動に関する普及・奨励		(1)県の施策の方向				26	
		(2)市町村に期待する取り組み				26	
27							
○ 『県の施策の方向』と『市町村に期待する取り組み』一覧							
○ 計画の進行状況を示す指標の設定							
28							

# 序

## 1 計画策定の趣旨

国においては、子どもの読書活動の取り組みを推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、翌年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

今まで、子どもの読書活動の推進の取り組みは、家庭をはじめとして、学校、地域社会、公立図書館等のそれぞれの立場で行われ、効果をあげてきました。

しかしながら、それらの取り組みは、それぞれの領域で完結してしまいがちであり、教育行政の立場からは、総合的な観点からの子どもの読書活動の推進についての検討が必要とされています。

子どもの読書活動の推進は、本県が進める、知・徳・体のバランスのとれた教育の推進のうち、「知」及び「徳」の教育を支える重点施策の一つであり、本計画の策定により、読書活動の推進という共通の目的に向けたそれぞれの立場からの営みについて整理し、長期的な施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

## 2 計画の性格

- (1) 第8次岩手県教育振興基本計画の基本目標である「一人一人が学びの世界を拓く、心豊かでたくましい人づくり」をめざし、本県の子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、概ね18歳までを目標とする）が、読書活動に魅力を感じながら主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするものです。
- (2) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本としながら、本県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえて示すものです。
- (3) 県民のみなさんに対しては、家庭・地域・学校のそれぞれの立場から、この計画の示す方向性や施策について、理解と協力を期待するとともに、積極的な参画を願うものです。  
なお、市町村及び市町村教育委員会に対しては、県及び県教育委員会との連携・協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待するものです。

## 3 計画の期間

平成15年度（2003年度）を初年度とし、当面は、平成19年度までの5か年計画とします。

## 4 計画の構成

- (1) 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、「子どもが本に親しむ環境づくり」、「家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取り組みの推進」、「子どもの読書活動に関する普及・奨励」の3つを推進の柱とします。
- (2) 本県の実態を踏まえながら、家庭・地域・学校等それぞれの領域における読書活動の推進方策について重要な事柄を述べるとともに、県としての当面の施策の方向を示します。
- (3) 県の立場から、市町村に期待する取り組みについてもふれることとします。

# I 総論

## 第1章 子どもの読書活動の意義と本県の現状

### 1 子どもの読書活動の意義

今日、テレビや携帯電話、インターネット等のさまざまな情報メディアの発達や普及、子どもの生活環境の変化等により、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月）であり、今までに出会わなかったさまざまな新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる営みといえます。

子ども一人一人が、社会生活を営む上で必要な基礎・基本を身につけ、自ら学び考える力をはぐくむと同時に、その基盤となる豊かな人間性を培うためには、読書に親しみ、それが喜びや楽しみとなって日常生活の中に定着していくことが望まれます。

#### (1) これからの時代に求められる国語力と読書活動

国の文化審議会が、平成16年2月に答申した「これからの時代に求められる国語力について」では、人々の生活を取り巻く環境がこれまで以上に急速に変化していくことが予想される「これからの時代」を考えると、国語力の重要性について改めて認識する必要があるとし、自分以外の人々との意思疎通などにおいて、多様で円滑なコミュニケーションを実現するためには、これまで以上の国語力が求められることや、従来、家庭や家族が有していた子どもたちへの言語教育力の低下が大きな問題であることを指摘しています。

また、近年の日本社会に見られる人心などの荒廃が、人間として持つべき感性・情緒を理解する力、すなわち情緒力（他人の痛みを自分の痛みとして感じる心、美的感性、もののあわれ、懐かしさ、家族愛、郷土愛、日本の文化・伝統・自然を愛する祖国愛、名誉や恥といった社会的・文化的な価値にかかわる感性・情緒を自らのものとして受け止め、理解できる力）の欠如に起因する部分が大いと考えられることも問題であり、この情緒力の形成のためには、「読書」が欠くことのできない大切なものである、としています。

国語力との関係でも、読書は、国語力を構成している「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものであり、特に、すべての活動の基盤ともなる「教養・価値観・感性等」を生涯を通じて身につけていくために極めて重要なものである、としています。

さらには、情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢を人々にもたらしやすく、自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが切実に求められている、と指摘しています。

#### (2) 子どもの発達段階と読書活動

読書活動は、国語力を向上させるばかりでなく、生きる力となるとともに、楽しみの基となるものです。そういう意味から、幼児期からその習慣を身に付けることが大切です。

幼児期の読書活動は、読み聞かせで始まります。この時期は、本にかかわる最初の入り口であり、幼児にとっては、楽しいお話の世界を楽しむ契機となります。また、絵本を媒介として、保護者等との温かなコミュニケーションができる最も楽しいひとときでもあります。

小学校になると、低学年では、民話や童話などいろいろな物語に親しむようになります。中学年では、黙読しながら比較的長い文章も読めるようになります。

高学年になると、本の選び方にもそれぞれの興味・関心が反映される一方で、調べ学習など、目的に応じた本を選択して読むこともできるようになります。

小学校段階では、自ら本を読むことの楽しさを体験するようになるため、子どもの読書に対する興味や関心を高めながら、読書習慣の形成や定着を図るような働きかけが重要となります。

中学校や高校になると、読書の範囲が広がるなど、読書活動の充実期といえます。読書活動を積み重ねることで、本からさまざまな刺激や影響を受けるようになり、この段階において定着した読書習慣は、生涯を通じて継続されることが多いようです。

また、各種調査によれば、後述のとおり、学年が上がるにつれて読書離れが進んでいるという状況があり、小学校段階から中学校段階、あるいは高校段階への「橋渡し」ともいえるべき、いわゆる児童書から一般書等への移行が円滑に行われるような周囲の適切な支援が重要であるとの指摘があります。

## 2 本県の現状

### (1) 実態調査から

平成 15 年 11 月に、県教育委員会が県内の小・中・高校を対象に行った調査（抽出）によると、平成 15 年 10 月 1 か月間の児童生徒の平均読書冊数は、小学校 5 年で 8.9 冊（全国の 4～6 年の平均は 8.0 冊）、中学校 2 年で 2.4 冊（同 1～3 年の平均は 2.8 冊）、高校 2 年で 1.3 冊（同 1～3 年の平均は 1.3 冊）となっています。

一方、1 か月間に 1 冊も本を読まなかった児童生徒（いわゆる不読児童生徒）の割合は、小学校 5 年で 2%（全国の小学校 4～6 年の平均は 9%）、中学校 2 年で 25%（同中学校 1～3 年の平均は 32%）、高校 2 年で 48%（同高校 1～3 年の平均は 59%）となっており、本県においても、全国と同様に「年齢が上がるにしたがって、読書離れが進んでいる」という傾向がみられます。

（全国データは、平成 15 年 6 月 第 49 回学校読書調査）

また、平成 15 年 3 月に、県教育委員会が市町村立小・中学校及び県立高校・盲・聾・養護学校の保護者を対象に行った調査によれば、「わが子の読書への取り組み」について、「行っている」ととらえているのは全体の 48%で、「行っていない」ととらえているのは全体の 52%に上っています。

さらに、読書活動の推進にあたっては、「学校教育での取り組み」を期待する割合が、全体の 39.7%と高い反面、「家庭教育での取り組み」も重要であるとする割合も 38.4%と高くなっており、保護者は、家庭と学校の両方に重点を置いた取り組みを期待しているものと推測されます。

### (2) 本県に求められること

子どもの豊かな成長のためには、子どもの「読書離れ」の状況を的確にとらえ、家庭、地域、



学校及び行政など、子どもを取り巻く社会全体が連携・協力しながら、読書活動の推進に積極的に取り組んでいくことが重要であるといえます。

また、本県は広大な県土をもち、居住する地域によって公立図書館や書店等を利用できる読書環境の格差が著しいという課題があり、その格差の是正に向けた取り組みも必要です。

「傍らにはいつも本がある」といった環境づくりを目指した読書活動の推進により、子ども一人一人にあった「豊かな本との出会い」が県内各地で積み重ねられていくことが望まれます。

## 第2章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

### 1 子どもが本に親しむ環境づくり

#### (1) 大人の責任の自覚

子どもの読書活動は、真に日常生活に根ざしたものとなることが大切です。なぜなら、それは、子どもが読書を通じて学びとった言葉や感性、表現力、創造力等が、それぞれの生活の中で生かされ、具体的な行動として現れていくことが価値のあることだからです。

子どもの読書活動を支え導くのは、保護者であり、教師であり、大人社会全体です。周囲の大人が、読書の素晴らしさを自らも体験しながら、その魅力を子どもたちに伝えていくことが大切です。

保護者として、教師として、あるいは地域社会の一員として、具体的な取り組みが期待されています。

#### (2) 発達段階に応じた読書環境の整備

子どもが本に魅力を感じながら自主的に読書活動に取り組み、習慣として形成・定着するためには、子どもが読書の楽しさや出会ったきっかけを与え、読書活動を広げ、深めることができる周囲のさまざまな支援が必要となります。

また、そうした働きかけは、子どもの読書活動の現状や発達段階に応じた適切なものでなければなりません。

そのためには、子どもの豊かな読書活動を支える人的環境づくり（育成や活用）や物的環境づくり（施設・設備、図書資料等の諸条件の整備・充実）が欠かせません。

平成13年12月に策定された「岩手県生涯学習振興計画“学びの里いわて21”」では、幼児期や学齢期における「生涯学習の基礎づくり」の重要性を指摘していますが、子どもが本に親しむ環境づくりは、その具現化に向けた一つの効果的な手だてであるといえます。

### 2 家庭、地域、学校及び行政が連携・協力した取り組みの推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校及び行政を含めた社会全体が、それぞれが担うべき役割を自覚し、連携・協力しながら役割を果たしていくことが重要です。

本県においては、昭和 40 年に、家庭、地域、学校及び行政が総ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む、本県独自の「教育振興運動」\*が始まりました。以来、県内各地において、教育水準の向上や子どもの健全育成、健康安全などをスローガンに掲げて熱心に取り組まれ、大きな成果をあげてきました。

このような「岩手らしい」取り組みを活かしながら、市町村とともに、読書活動の推進に積極的に取り組んでいきます。(p11 参照)

### 3 子どもの読書活動に関する普及・奨励

子どもは、周囲の人々のさまざまな働きかけや読書する姿などに触発されながら読書活動に取り組めます。子どもの自主的な読書活動の推進のためには、乳幼児期からの発達段階に応じた子どもの読書活動の意義や重要性について、県民が理解と関心を深めながら、社会全体で読書活動を推進する機運を高めていくことが重要です。

#### \*「教育振興運動」

子ども、親、教師（学校）、地域、行政の 5 者の連携により、地域の教育課題の解決のため、「実践を大切にしながら、自発的に、地域ぐるみで」取り組むことを大切にされた教育運動です。

運動は、小学校区や中学校区等を単位とする実践区を単位として進められており、平成 15 年度現在では、県内に 720 の実践区が組織されています。

- (運動例)
- ・子どもの生活能力育成に関する実践「道具を使おう運動」
  - ・健康安全に関する実践「早起きマラソン」
  - ・読書活動に関する実践「親子読書運動」
  - ・環境保護活動に関する実践「エコ・クラブ活動」 など

## II 各論

## 第1章 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

### 1 家庭における読書活動の推進

#### (1) 現状と課題

前述のとおり、平成15年3月、県教育委員会が実施した「保護者アンケート」結果によると、「わが子の読書の取り組み」について、「行っている」と答えた保護者が全体の48.0%、「行っていない」が52.0%と、「行っていない」ととらえている保護者の方が若干上回っています。

また、「読書に関する家庭での主な取り組み」については、「読書に対して興味や関心を引き出すように子どもに働きかけている」が16.8%と最も高く、続いて「本を買い与えるようにしている」(13.3%)、「幼児期に読み聞かせをしたことがある」(11.1%)、「読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを聞くようにしている」(7.4%)、「子どもと一緒に本を読んでいる」(6.4%)となっています。一方で、「特にしていない」が37.7%と、全体の3分の1を越えており、家庭における子どもへの働きかけが十分とはいえないことがうかがえます。

家庭においては、読書活動の大切さについては認識されているものの、十分な具体的働きかけができていない現状があり、より積極的な取り組みが必要です。

#### (2) 家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活をとおして形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう保護者が配慮していくことが大切です。

そのためには、まず、子どもの読書活動の現状を把握するとともに、居住する地域や家庭などの読書環境を見つめ直し、その中で子どもや保護者がどのような取り組みができるかを考えてみる必要があります。

乳幼児期の子どもにとっては、大好きな人にやさしく語りかけてもらうことが、温もりあるコミュニケーションとなり、ことばと心をはぐくむといわれています。絵本の読み聞かせなどは、その重要な“なかだち”となるものです。

就学期においては、子どもの興味・関心のようにすを理解し、また尊重しながら、楽しさや充実感をもって読書活動に取り組めるよう配慮していくことが重要です。また、読書の無理強い逆効果をもたらすことに留意する必要があります。

市町村の広報や学校だより等には「読書に関する情報」がよく掲載されています。それらを参考として、家庭における子どもの読書のあり方について考えて取り組んでいくことも大切です。

#### (3) 家庭における読書活動の推進

子どもの発達段階や、居住地の読書環境、保護者としての関わり方など、家庭によって状況は多様であり、「わが家なりの取り組み方」を考えることが望まれます。

また、基本的な姿勢として、一方的に「させる」だけでなく、保護者も「ともに取り組む」ことが肝要です。

次のような視点を参考にして、具体的な取り組みを考えてみることも必要です。

ア 子どもの発達段階にふさわしい取り組みの例

- ・読み聞かせを行う
- ・子どもと一緒に本を読む
- ・家族そろって図書館等に出かけ、各種サービスを利用してみる
- ・家族が一斉に読書する時間を設ける
- ・読書を通じて感じたことや考えたことを話し合う
- ・地域の読書活動に参加する など

イ 本を選ぶ、または手に入れる方法の例

- ・学校図書館を利用する
- ・図書館や公民館図書室、地域文庫等を利用する
- ・移動図書館車\*によるサービスを利用する
- ・書店等から購入する
- ・他の人から「お薦めの本」を貸してもらい など

\*「移動図書館車（ブックモービル：Bookmobile）」

図書館を直接利用しにくい住民等のために、図書を積んで定期的に地区を巡回する車のこと。

東北各県の中で、本県市町村の移動図書館車の整備率は最も高い状況にあります。（平成13年度現在の図書館の移動図書館車保有率 本県74%、他県は20～50%程度）

ウ 読書の習慣化に向けた意欲づけと称揚の工夫の例

- ・家庭独自で「読書の日」を決め、家族全員で取り組む
- ・家族が互いに読んでいる本について紹介し合う
- ・同じ本を家族で読み、共通の話題とする
- ・読書に取り組んでいる時に、ほめたり、本の内容を聞いてみたりする など

（4）県の施策の方向

ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、さまざまなメディアをとおして積極的に提供します。

イ 市町村との連携・協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等をとおして、読書活動の重要性の周知または啓発に努めます。

ウ 「家族で本に親しむ日」（仮称）の設定など、より具体的で積極的な取り組みの普及・奨励に努めます。

(5) 市町村に期待する取り組み

- ア 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料等を家庭・地域・学校に提供すること
- イ 家庭教育学級等において、子どもの読書活動の重要性についての学習機会を提供すること
- ウ 「ブックスタート」\*及び類似事業等に積極的に取り組むこと
- エ 市町村立図書館等において、児童図書の充実や読み聞かせ会等の実施など、読書活動推進のための魅力あるサービスを提供すること

\*「ブックスタート（運動）」(Bookstart)

地域の保健センター等で行われる0歳児健診等の機会に、全ての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す（お薦めの絵本、保護者へのメッセージ、絵本のリスト、その他地域資料等をプレゼントする）運動で、1992年イギリスのバーミンガムで始まり、各地に広まりました。

日本でも、数年前から自治体単位での取り組みが始まり、親子に本の楽しさを伝える運動として、あるいは地域の子育て支援運動として各地に広がってきています。

この運動は、0歳児のすべての赤ちゃんと保護者に対して、メッセージを伝えながら絵本を手渡すことが重要とされることから、自治体単位で行われることが原則とされています。

なお、県内においては、類似的な取り組みとして、「3歳児を対象とする」「家庭教育学級など、健診以外の機会に（一部の親子に）プレゼントする」「出生届受付の際に絵本をプレゼントする」「検診時に、プレゼントではなく読み聞かせ会を行ったり、絵本の貸出コーナーを設けたりして、その重要性を啓発する」などの事例があります。

## 2 地域における読書活動の推進

### (1) 現状と課題

ア 県内の市町村立図書館は、設置率は高いものの、貸出冊数等が全国の平均より低いほか、市町村間においては、蔵書数、職員数など、図書館サービスにかかわる格差が大きくなっています。

また、図書館が設置されていない町村では、公民館図書室がその機能を担っていますが、図書館を設置している市町村と比べて図書購入費が乏しく、専任職員が配置されていないところが多いため、等しく図書館サービスを楽しむことができる環境とは言い難い状況にあります。

イ 県内では、読書グループ（77団体）、地域文庫（74団体）、ボランティアグループ（87団体）が活動し、地域での読書活動の推進に大きな役割を担っています。

これらの団体からは、行政に対して、相互に意見を述べる機会や活動に必要な技能などを高める研修機会の提供が求められています。（平成15年4月 県立図書館 調査）

ウ 県内で、絵本や児童図書を活用した読み聞かせなどを実施している児童館は75%、放課後児童クラブでは60%となっています。

公立図書館等を活用しているという割合は小さく、今後、公立図書館等との連携が進むことにより、さらに活動が活発になるものと期待されます。（平成15年2月 県教委 調査）

エ 教育振興運動における読書活動推進の取り組みは、平成15年度は720実践区のうち275実践区（38%）で実施されています。

さらに活動を定着させるためには、県内共通の具体的な取り組みなどを掲げていく必要があります。（平成15年1月 県教委 調査）

オ 「ブックスタート」及び類似する事業の実施状況は、14年度実施（14年10月現在での予定も含む）は9市町村（1市5町3村）で全体の15%であり、次年度以降の実施を検討中は16市町村（3市8町5村）で全体の27%となっています。

今後にも多くの市町村で実施されるよう、普及・奨励していく必要があります。

（平成14年10月 県教委 調査）

### (2) 地域の役割

#### ア 図書館

##### ① 図書館の役割

図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

また、図書館は、読み聞かせやおはなし会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など、子どもの読書活動

を推進するうえで重要な役割を果たしています。

視聴覚障害など、ハンディキャップをもつ利用者に対しては、拡大写本、点訳、音訳、朗読など、実情に即したサービスの提供が求められています。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等も行われています。

## ② 図書館における推進の取り組み

図書館においては、次のような取り組みに努める必要があります。

- 子どもに対するサービスの充実を図るため、必要なスペースを確保するとともに、図書館司書等\*の選書による児童図書の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること
- 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する職員（図書館司書等）の養成や確保とともに、読書活動をサポートするボランティアの参加を促すこと
- 希望者には、ボランティア活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など、諸条件の整備に努めること

\* 「図書館司書」

図書館司書（司書補）の職務内容は、①図書館の企画、運営、組織などに関する総務的職務、②図書館資料の選択、分類、目録、保管などに関する整理的職務、③読書相談、参考事務、対外活動などの奉仕的職務などがあげられます。

## イ 公民館や児童館等

### ① 公民館や児童館等の役割

図書館が設置されていない町村においては、町村の中央公民館等が、公民館図書室という形で図書館に準じた機能を果たしていることが多く、読書活動の推進に欠かせない役割を担っています。

地域の公民館においても、図書コーナーを設置するなど、図書資料の貸出サービスを行っています。

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的として設置されている施設です。児童館では、絵本等の児童図書を活用した読み聞かせや読書タイムの設定などが行われており、図書館における取り組みと同様に、子どもが本に親しむ契機となっています。



② 公民館や児童館等における推進の取り組み

公民館においては、図書コーナーの充実など、地域文庫としての機能が期待されるほか、公民館事業として本に親しむためのさまざまなプログラムを実施するなど、地域全体の読書活動の推進役を担うことも期待されます。

また、図書館未設置町村の公民館図書室においては、施設・設備や図書資料、職員の充実を図り、独立した図書館としての設置が望まれます。

なお、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められる団体等に対しては、活動の場の確保のため、利用に便宜を図るなどの配慮も必要です。

児童館や放課後児童クラブにおいては、公立図書館等と連携を図りながら、児童図書の整備・拡充、読み聞かせや読書タイムの実施などにより積極的に取り組むことが期待されます。

ウ 民間団体や教育振興運動等

① 民間団体等の役割と推進の取り組み

ボランティアグループやNPO\*等の民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、読み聞かせ会や人形劇等の公演、地域文庫の取り組みなど、子どもが本に親しむための契機となる魅力的な機会を提供し、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しています。

今後は、図書館や公民館、学校等と一層連携・協力を図り、活動の広がりや継続的な取り組みが期待されます。

② 教育振興運動の役割と推進の取り組み

教育振興運動は、学校、家庭、住民等が総ぐるみで地域の教育課題の解決に自主的に取り組む本県独自の教育運動です。昭和40年に、県内各地で学力向上のための読書運動等に取り組んだのが始まりで、以来、本県の教育水準の向上や子どもの健全育成、健康安全などのスローガンを掲げ、岩手の子どもたちの豊かな成長に大きく貢献してきました。

現在、県内には学区や公民館、自治会などを単位とする720の実践区（平成15年度）がありますが、それぞれの実践区では、地域の読書環境や子どもたちの読書活動の状況を踏まえた取り組みが可能であり、めざす姿やその実現に向けた手だてを明確にした継続的な取り組みが期待されます。

\*「NPO」(Nonprofit Organization：非営利組織)

公益的な活動を自主・自発的に行う民間の非営利団体の略称で、一般的には、NPO法人のほか、市民団体、ボランティア団体を含む市民活動団体を総称してNPOと呼んでいます。

（３）県の施策の方向

ア 県民がどこの図書館においても相応の図書館サービスを楽しむことができるようにするため、県立図書館が中心となり、県内の市町村立図書館を支援します。

- ① 資料検索、所蔵館検索の簡便化
- ② 協力貸出\*<sup>1</sup>、団体貸出\*<sup>2</sup>等による市町村立図書館を通じた県内各地への資料提供
- ③ 県内全域への均質なサービスを行うための資料運搬システム\*<sup>3</sup>の確立
- ④ 全県的な資料保存センターとしての機能発揮
- ⑤ 市町村の枠を越えた広域サービス体制の整備や、職員研修等の充実と図書館間の情報の共有化を図るためのネットワークの構築
- ⑥ 児童図書を選定や児童サービス\*<sup>4</sup>のあり方に関すること、及び市町村立図書館と学校図書館等との連携方策などの共同の調査研究
- ⑦ 家庭における読書活動に関する参考事例の紹介等

イ 民間団体等や教育振興運動の活発な活動を促す支援をします。

- ① 地域に根ざした読書活動推進の取り組みに関する研修会の開催
- ② 優れた取り組み事例の紹介や普及
- ③ 国の助成制度の活用奨励（「子どもゆめ基金」\*<sup>5</sup>など）
- ④ 民間団体（NPO）等との協働\*<sup>6</sup>やネットワーク化の促進

ウ 市町村等の協力を得ながら、子どもの読書活動の状況調査を行い、推進状況の把握に努めます。

（４）市町村に期待する取り組み

ア 市町村立図書館における児童サービスの充実

子ども向けの、読書に関する積極的な情報提供や魅力ある児童図書の配架など、子どもが楽しく有意義に図書館を利用できるような環境づくりの取り組み

イ 地域の読書ボランティア団体等への支援の充実

地域で文庫を開設したり、読み聞かせなど子どもの読書活動を推進する活動を行っているボランティアグループ等を把握し、その育成支援や活用に取り組んだりすること

ウ 教育振興運動における「読書活動推進」の取り組みの奨励と支援

\*1「協力貸出」

市町村立図書館等の利用者が必要とする図書資料等が、その図書館になく、県立図書館は所蔵している場合、県立図書館が市町村立図書館をとおして貸し出すこと。なお、市町村立図書館相互においては、「相互貸借（そうごたいしゃく）」（互いに貸し借りすること）という同様のしくみがあります。

＊2「団体貸出」

県立図書館が、各市町村立図書館をはじめ、公民館、学校、各種グループ等に対し、まとまった数の本を一定期間貸し出すこと。また、同様に、市町村立図書館等が、公民館、学校、各種グループ等に対し、まとまった数の本を一定期間貸し出すこと。

＊3「資料運搬システム」

時間的・地理的条件で直接図書館を利用できない県民のために資料を迅速に届けるしくみで、現在、協力車や宅配業者、郵便等によるシステムが、ほとんどの都道府県で取り組まれています。本県では、平成15年から、東磐井地区6町村の42小・中学校、2高校、6公立図書館の連携により、「東磐井図書館ネットワーク」として取り組みが始められています。

＊4「児童サービス」

児童書コーナーの設置、案内、読み聞かせ会等の実施、貸出など、幼児や児童を対象としたさまざまな図書館のサービス。

＊5「子どもゆめ基金」

政府の出資金と民間からの寄附を原資として、21世紀を担う、夢を持った子どもの健全な育成の一層の推進を図ることを目的に創設された基金で、子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動など、青少年教育に関する事業を行う民間団体に対して助成金を交付する制度。

＊6「民間団体（NPO）等との協働」

県における「NPOとの協働」とは、NPOと県とが共通の問題意識を持つ領域において、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに協力しあう関係のこと。（岩手県「NPOとの協働に向けて～NPOとの協働を進めるためのガイドライン～」平成15年3月）

### 3 学校等における読書活動の推進

#### (1) 現状と課題

ア 各学校等では、従来から、国語科などの各教科等の学習活動の中で、読書活動を行っています。

イ 本県の小学校の92%（全国平均84%）、中学校の90%（同70%）、高校の60%（同30%）の学校で、朝の読書や図書館まつり等、全校一斉の読書活動を行っています。

（平成15年8月 県教委・文部科学省 調査）

ウ 本県の子どもの学校や家庭における1か月の平均読書冊数は、前述（p3参照）のとおりです。

また、1か月間に1冊も本を読まなかった児童生徒（いわゆる不読児童生徒）の割合は、前述（p3参照）のとおり、全国と同様に「年齢が上がるにしたがって、読書離れが進んでいる」という傾向が見られます。

（平成15年11月 県教委 調査）

エ 本県の幼稚園及び保育所では、約98%が、幼児用の図書を配置し、幼児に対して読書活動の働きかけを行っています。また、家庭に対する読書活動の働きかけを行っているのは、幼稚園68%、保育所56%となっています。

（平成15年2月 県教委 調査）

オ 子どもの「生きる力」をはぐくむ読書活動を推進するためには、今後一層、教育課程全体における読書活動の推進や、各発達段階に応じた適切な読書指導の充実が求められています。

#### (2) 学校等の役割

学校では、国語科など各教科等の学習活動において、従来から読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。

学習指導要領では、小・中学校の国語科で、子どもの発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや、「読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどを目標としています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、子どもの調べ学習など多様な学習活動を展開していくために、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしています。

幼稚園や保育所においても、幼稚園教育要領や保育所保育指針の教育・保育内容である「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域のうち、特に「言葉」や「表現」の領域において、豊かな感性を養うための重要な方策として絵本や物語などに親しむことが必要であるとしています。

### （３）学校等における読書活動の推進

学校等では、各発達段階に応じて、子どもが本に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。

また、子どもが学校図書館を計画的に活用し、意欲的に学習活動や読書活動を進めていくことができるよう、それぞれの学校図書館を活用する教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、適切に指導することが求められます。

#### ア 読書の時間確保と読書指導の充実

- ① 子どもが本と出会う機会を設けるとともに、ねらいとする読書力を育成するため、各学校等は、発達段階に応じ、「朝の読書」の導入や読み聞かせ、ブックトーク\*、テーマを設定した読書等、教育課程全体を見通した全体計画及び年間指導計画を作成することが大切です。
- ② 子どもの望ましい読書習慣を育成するため、各学校等は、推薦図書を選定したり、読書記録を活用したりしながら、積極的に読書活動を奨励することが大切です。

\*「ブックトーク」

一つのテーマを設定し、それに関する推薦図書の紹介と読書活動を勧める取り組み。本に対する興味を持たせ、本を読む動機付けとなるとともに、本の楽しさや読書の領域を広げる効果が期待されます。

#### イ 学校図書館の利活用促進

各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、子どもが進んで学校図書館を計画的に利用することができるよう、学校図書館の機能を充実させ、指導の中で、学校図書館の活用を図ることにより、子どもの主体的・積極的な読書活動や学習活動を促すことが必要です。

#### ウ 学校図書館及び公立図書館の利活用指導の充実

学校図書館はもちろんのこと、公立図書館についても、子どもが主体的に利活用できるよう、その機能や利用の仕方等について理解を深めさせることが必要です。

#### エ 児童会・生徒会活動による取り組みの充実

児童会や生徒会活動の中で取り組まれている図書委員会等の活動の中で、子ども自身のアイデアを生かして自主的・実践的な活動を行うことができるよう、計画的に指導することが大切です。

#### オ 教職員間の連携・協力と意識高揚

子どもの読書活動を推進していくためには、教職員自らが読書生活を豊かにするとともに、全教職員が連携・協力して読書活動の推進にかかわっていくことが必要です。

そのため、学校図書館の活用方策や読書活動の推進方策について、司書教諭等\*を中心として先進的な取り組み事例などの情報を収集したり、全教職員による研究協議を行ったりする

ことが必要です。

＊「司書教諭」

既に教員免許を取得している者で、かつ所定の科目を修得することにより付与される資格であり、学校の教育活動全体の中で学校図書館をどのように活用していくかという教育的な側面から、その企画立案等に携わっています。

司書教諭が行う専門的職務として、以下の点が指摘されています。

- 必要な資料の収集と分類整理
- 資料利用への指導・助言
- 教材の選択・整備、調整
- 利用指導計画の立案と実施
- 諸組織との連携による管理運営

カ 家庭・地域との連携

保護者等に対し、親子読書の奨励や学校図書館だよりの発行等をとおして、読書の大切さや意義を広く普及・啓発するとともに、保護者や地域ボランティアの協力を得るなど、家庭・地域と連携して読書活動を推進することが大切です。

また、公立図書館等と人的・物的な連携を図りながら、その利用促進等にも取り組むことが求められます。

キ 障害のある子どもに配慮した読書活動の充実

盲学校、聾学校及び養護学校等においては、障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じて本を選ぶことや環境を工夫すること、視聴覚機器の活用等に努めることなどが大切です。

ク 幼児期における読書活動の充実

幼稚園や保育所等においては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を深めることが大切です。

また、幼児期においては、子どもが絵本等の楽しさと出会ううえで、読み聞かせや、雰囲気づくりのために絵本コーナーを設けて絵本の置き方や掲示を工夫するなどのさまざまな場の工夫を行うことが重要であり、保護者等に対しても、その活動の大切さや意義についての積極的な啓発が求められます。

さらに、小学生・中学生・高校生が幼稚園・保育所の幼児に読み聞かせを行う機会を設けるなど、幼児が絵本等にふれることができる多様な機会の工夫が求められます。

（４）県の施策の方向

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、さまざまなメディアをとおして積極的に提供します。
- イ 市町村等の協力を得ながら、子どもの読書活動状況調査を行い、推進状況の把握に努めます。
- ウ 司書教諭や学校図書館担当者等を対象とした研修機会の充実を図ります。

（５）市町村に期待する取り組み

- ア 地域や学校等の実情に応じた特色ある読書活動の推進の取り組みを支援するとともに、小・中学校の司書教諭の指導力の向上を図るための取り組みを行うこと
- イ 公立図書館が、それぞれの学校等の実情に応じ、図書配本などの取り組みを行い、継続的に支援していくこと

## 第2章 読書活動推進のための施設・設備、図書館資料等の諸条件の整備・充実

### 1 地域における諸条件の整備・充実

県内には、図書館のほかにも、公民館や児童館、地域文庫など、読書活動に関連する施設があります。それら既存施設の有効活用や充実策について改めて検討し、「子どもが身近に読書できる施設」として、一層の整備・充実が期待されます。

### 2 公立図書館の整備・充実

#### (1) 整備・充実の方策

##### ア 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、各地方公共団体において公立図書館に豊富で多様な図書資料を計画的・積極的に整備していくことが必要です。

なお、公立図書館の図書資料等の整備費用については、地方交付税\*においても、算定措置されています。

##### \*「地方交付税」

国税の一定割合を、地方公共団体の一般財源として国が交付する税で、地方公共団体毎に行財政上のデータをもとに算定されます。また、地方交付税の使途は、地方公共団体の裁量に委ねられており、国は使途を制限してはならないものとされています。

##### イ 設備等の整備・充実

#### ① 移動図書館車（ブックモバイル）の整備

移動図書館車によるサービスは、図書館から離れた地域に居住する子どもなどの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要なサービスの一つとして位置づけ、今後も移動図書館車の整備を進めるとともに、利用促進を図る手だてを工夫する必要があります。

#### ② 図書館の情報化

児童図書の蔵書・貸出情報や読み聞かせ会等の開催など、子どもの読書活動に関する情報の提供は、読書活動を推進していくうえで重要な役割を果たしています。

このため、インターネット等で検索できる図書情報検索システム\*の導入及び利用者用コンピュータの設置など、図書館の情報化を一層進める必要があります。

##### \*「図書情報検索システム」

調べたい事柄のキーワードを入力するなどして、図書館の蔵書の情報を調べることができるシステム。岩手県立図書館の情報検索システム（図書情報システム）は、平成15年10月から稼働し、館内はもちろんのこと、インターネットを通じて検索できるほか、県内の検索システムを備えている市町村及び大学の図書館の蔵書も含めて一度に検索できる「横断検索」も可能となっています。



③ 児童室等の整備

子どもに対するサービスの充実のため、児童室を整備するなど、子どもが楽しく本に親しむことのできるスペースを確保する必要があります。

④ 図書館司書の研修の充実

図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識、発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識・技術を有する司書の配置が望まれます。

また、司書がこれらの専門的知識・技術を高めることができるよう、研修の充実を図る必要があります。

⑤ 障害のある子どもに配慮した諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境を整備することは極めて重要です。

図書館等においては、例えば、視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出並びに閲覧サービスを行っています。

これからは、障害のある子どもに対してもサービスの充実を図るため、施設整備面での配慮や点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努めるとともに、貸出及び閲覧サービスの実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等が必要です。

また、「点字図書」及び「声の図書」\*の作成・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成も欠かせません。

\*「声の図書」

点字図書とともに、視覚に障害のある利用者のために図書の内容を録音したもので、カセットやテープ、CD などがあります。図書の音声化は、音訳ボランティアの方々によって支えられています。

(2) 県の施策の方向

ア 県立図書館児童室の蔵書等の整備促進を図るとともに、児童図書の調査研究に必要な資料を収集し、県民をはじめ、各種団体や学校、図書館関係者などへ提供します。

イ 市町村立図書館司書等の資質向上を図るため、研修機会を提供します。

ウ 市町村総合補助金\*<sup>1</sup> 及び地域活性化事業調整費\*<sup>2</sup> 等の各種助成による支援に努めます。

(3) 市町村に期待する取り組み

読書活動に関する住民のニーズを的確に把握し、その実現に向けた取り組みを推進することが期待されます。

- ア 図書資料の整備充実
- イ 移動図書館車による児童サービスの充実
- ウ 図書館未設置市町村の図書館整備の取り組みや公民館図書室の施設・設備の充実
- エ 図書館及び公民館図書室のバリアフリー化等の施設・設備の充実や障害のある子どもに対するサービスの充実
- オ 図書館司書の配置促進や研修機会の充実

＊1「市町村総合補助金」

市町村等が、岩手県総合計画に掲げる「環境・ひと・情報」の3つの視点を踏まえた施策を自主的に推進するハード事業及びソフト事業に対し、県が補助するものです。

＊2「地域活性化事業調整費」

地域の特性を生かした個性ある地域振興を図るため、市町村、広域団体、各種団体等が地域課題の解決を図り、地域の活性化を推進する事業を行う場合に要する経費等に対し、県が支援するものです。

### 3 学校図書館等の整備・充実

#### (1) 現状と課題

ア 学校図書館の図書資料整備については、地方交付税による国の学校図書館図書整備費により、各市町村及び各学校において、児童生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えられる魅力ある整備に努めています。

イ 本県では、学校図書館の蔵書数が「標準冊数」\*を満たしている（図書整備率 100%以上）公立学校の割合は、小学校 23%（全国平均 35%）、中学校 21%（同 29%）となっており、小・中学校とも、全国平均を下回っています。（平成 14 年 8 月 県教委・文部科学省 調査）

ウ 平成 15 年度から、12 学級以上の全ての学校には司書教諭が発令されました。

本県全体では、県内の小学校の 23%、中学校の 21%、高校の 50%、盲学校、聾学校及び養護学校の 73%に発令されています。（市町村立小・中学校及び県立学校）

（平成 15 年 4 月 県教委 調査）

エ 学校図書館が、子どもの想像力を培い豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能と、子どもの主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たすことができるよう、今後一層、図書資料、施設・設備等の諸条件を整備・充実していく必要があります。

オ 学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭や担当職員が中心となり、保護者、地域住民等のボランティア、公立図書館等と連携・協力を図りながら運営していくことが求められます。

\*「標準冊数」（学校図書館図書標準）

公立の義務教育諸学校（小・中学校、盲・聾・養護学校の小・中学部）において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標（地方交付税を算定する際の標準）として、文部省（平成 5 年当時）が定めた学校種・学校規模別（学級数）の蔵書冊数

#### (2) 整備・充実の方策

##### ア 図書資料の整備

子どもの豊かな読書経験を支えていくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味関心に応える魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していくことが求められます。

国においては、「学校図書館整備 5 年計画」が策定され、平成 14 年度から 5 年間、毎年約 130 億円（総額で約 650 億円）の地方交付税措置が講じられることとなり、各地方公共団体では、その措置に応じた図書資料等の計画的な整備が求められています。

## イ 学校図書館の情報化及び資料運搬システムの構築

学校図書館にコンピュータを整備し、他の学校図書館や公立図書館等とのオンライン化を図るとともに、資料運搬システムの構築や分担収集\*の取り組みが進めば、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索など、子どもの多様な興味関心に応えることのできる学校図書館の機能が高まることが期待されます。

### \*「分担収集」

さまざまな分野の図書の収集について、複数の図書館が相互に役割分担を決め、全体として網羅的な蔵書とすること。

## ウ 学校図書館の活用を充実するための人的配置

### ① 司書教諭の配置と活用

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動の指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであり、その配置の拡充が期待されています。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、全教職員の共通理解のもとに協力体制の確立を図るとともに、校務分掌上の配慮等を行うことが不可欠です。

### ② 外部人材による学校図書館活動の支援

県内の小・中・高校で、保護者や地域住民による学校図書館のボランティア活動が行われている学校は、小学校 64 校（14.1%：全国平均 35.2%）、中学校 12 校（5.8%：同 12.5%）、高校 0 校（0%：同 2.1%）です。（平成 15 年 8 月 県教委・文部科学省 調査）

学校図書館の運営に当たっては、多様な経験を有する地域住民や保護者の協力を得ることにより、子どもが本に親しむ態度の育成や読書活動の推進に関するさまざまな取り組みが可能となります。

### ③ 学校図書館の開放

県内の小・中・高校で、地域住民に学校図書館を開放している学校は、小学校 45 校（9.9%：全国平均 11.6%）、中学校 12 校（5.8%：同 6.7%）、高校 3 校（3.8%：同 6.3%）です。（平成 15 年 8 月 県教委・文部科学省 調査）

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校の施設や教育機能を積極的に開放していくことが求められています。

このため、地域のボランティア等の協力を得ながら、公立図書館と同様に休業日等においても開放が進むよう検討することが期待されます。

エ 幼稚園や保育所における整備・充実

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会の充実を図る観点から、安心して図書にふれることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を進めることが期待されます。

また、絵本等の充実のためには、公立図書館や公民館図書室のサービスの活用を積極的に進めることも大切です。

(3) 県の施策の方向

ア 学校図書館図書標準\*に基づく図書整備率の向上に取り組みます。 (\*p21 参照)

イ 司書教諭の配置拡充の検討を進めます。

ウ 県立学校の蔵書のデータベース\*化を進めます。

\*「データベース」

相互に関連する膨大な情報を、コンピュータで利用しやすいように体系化して必要な時に引き出せるようにしたもの。

蔵書のデータベースは、蔵書に関する情報を体系化してまとめたもので、分類や書名、著作者、出版社、その内容に関連するキーワードの入力等により、必要な蔵書を検索することができます。

(4) 市町村に期待する取り組み

ア 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上

イ 司書教諭有資格者の配置拡充の検討

ウ 市町村立学校の蔵書のデータベース化の推進

エ 市町村内または教育事務所管内での連携・協力の奨励(公立図書館と学校図書館の相互利用、分担収集など)

### 第3章 関係機関等の連携・協力

#### 1 公立図書館と学校等の連携・協力

##### (1) 現状と課題

ア 平成15年度に県教育委員会が行った調査によれば、「公立図書館との連携」を行っている公立学校は、小学校304校（67.0%：全国平均53.6%）、中学校89校（43.2%：同34.1%）、高校7校（8.9%：同28.3%）となっており、小・中学校は全国平均を若干上回っていますが、高校は全国平均を下回っており、公立図書館等とのつながりが弱い状況です。

また、「図書館資料の貸借」の状況についても同様の傾向を示しています。

（平成15年8月 県教委・文部科学省 調査）

イ 「公立図書館の司書等の学校への巡回訪問」については、小学校57校（12.6%：全国平均8.6%）、中学校19校（9.2%：同2.9%）となっており、全国平均を若干上回っています。高校については、本県も全国もほとんど実績がない状況です。

（平成15年8月 県教委・文部科学省 調査）

ウ 連携・協力の例として、公立図書館から学校への働きかけの姿勢が見受けられるものの、学校から公立図書館への働きかけは少ないようです。

学校における公立図書館サービスの機能の理解を深めながら、学校からの積極的な働きかけによる公立図書館の活用が期待されます。

##### (2) 公立図書館と学校等の連携・協力

公立図書館と学校図書館は、それぞれ独自の機能を持っており、子どもの読書活動を推進していくためには、それぞれが担うべき役割を再確認することが必要です。

その上で、連携・協力することの必要性や利点を明確にし、公立図書館と学校等が一体となって次のような取り組みを行うことも重要です。

- 公立図書館から学校図書館等に対して団体貸出を行う。
- 公立図書館職員が学校等に出向き、子どもへの読み聞かせなど発達段階に応じた読書活動の指導や教職員に対する学校図書館等の運営及び読書全般に関するアドバイスなどを行う。
- 子ども及び教職員が、レファレンスサービス\*などの公立図書館の多様なサービスを積極的に利用するほか、図書の分類や図書館の利用方法を学び、目的の本や資料を探す楽しさなどを体験する。
- 読書に関する情報を共有し、家庭や地域に積極的に提供していくよう取り組む。
- 公立図書館職員と学校等教職員の定期的な連絡会をもつ。

\*「レファレンスサービス」

図書館が利用者に対して行うサービスで、文献や資料の問い合わせに応じたり、検索の手伝いをしたりするもの。

## 2 公立図書館とその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、次のようなさまざまな機関との連携・協力を図りながら、幅広い読書活動推進の取り組みを行っていく必要があります。

- 公民館や児童館等に対する図書の団体貸出
- 保健所、保健センターで実施される乳幼児を対象とする健診等の際に、図書館司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法等について保護者に指導すること
- 図書館司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、ブックスタート等を実施すること

## 3 学校間の連携・協力

市町村内等の学校間においては、相互に読書活動推進の実践を持ち寄り、交流することが必要です。

また、図書資料の整備に当たっては、学校間で相談しながら分担購入し、相互貸借を進めるなどの効果的な活用を図る整備の工夫も考えられます。

## 4 県立図書館と市町村立図書館相互の連携・協力

県立図書館は、市町村立図書館の求めに応じて、児童図書等の紹介や貸し出し、レファレンスサービスなどを行っています。

市町村立図書館においても、子どもの読書活動の推進に関する取り組みについて、県立図書館との連絡調整を図りながら、県内の他の公立図書館の資料や情報の円滑な交換・交流に一層努める必要があります。

## 5 県の施策の方向

- ア 県立図書館は、市町村立図書館との情報の共有化を図るため、ネットワークの構築を進めます。
- イ 学校図書館と地域の図書館等との連携・協力の事例を紹介するなど、情報提供に努めます。
- ウ 読書活動を推進する NPO やボランティアグループに対する活動支援及びネットワーク形成の促進を図ります。

## 6 市町村に期待する取り組み

市町村立図書館には、次のような取り組みが期待されます。

- ア 団体貸出の促進
- イ 公立図書館職員の学校訪問による子どもたちや教職員への指導支援
- ウ 総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実
- エ 関係機関、団体等との定期的な連絡会等の開催や連携・協力の推進

## 第4章 子どもの読書活動に関する推進体制の整備と普及・奨励

### 1 推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するため、県と市町村が連携を図りながら、総合的な施策を推進するとともに、その進捗状況を評価し、改善を図っていく必要があります。

#### (1) 県の施策の方向

- ア 関係する機関や団体等の代表者で構成する「岩手県子どもの読書活動推進委員会（仮称）」を設置し、市町村と連携・協力しながら、本計画の具体的な推進方策の検討、進捗状況の評価、改善のための協議等を行い、施策の推進を図ります。
- イ 各教育事務所が中心となり、所管する市町村の子どもの読書活動推進や体制整備に努めます。

#### (2) 市町村に期待する取り組み

市町村の実態に即した子どもの読書活動推進計画を策定するとともに、総合的な施策を推進するための体制を整備すること

### 2 子どもの読書活動に関する普及・奨励

子どもの読書活動の実態や県内の市町村、学校、図書館、民間団体等の取り組みに関する情報が、県民のみなさんに継続的に提供されることが必要です。

#### (1) 県の施策の方向

- ア 読書活動推進に関する情報や啓発資料を、さまざまなメディアをとおして積極的に提供します。
- イ 市町村との連携・協力を図りながら、家庭教育や子育て支援のための講座や研修会等をとおして、読書活動の重要性の周知または啓発に努めます。
- ウ 「家族で本に親しむ日」（仮称）の設定など、より具体的で積極的な取り組みの普及・奨励に努めます。
- エ 読書活動推進について、県民全体で考えるフォーラム等を開催します。
- オ 県内各地のさまざまな取り組み事例の紹介と普及に取り組みます。

#### (2) 市町村に期待する取り組み

- ア 読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料等を学校・家庭・地域に提供すること
- イ 家庭教育学級等において、子どもの読書活動の重要性についての学習機会を提供すること

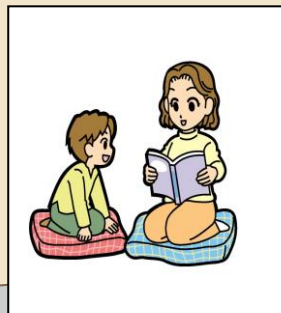


# 『県の施策の方向』と『市町村に期待する取り組み』一覧

県

市町村

家庭



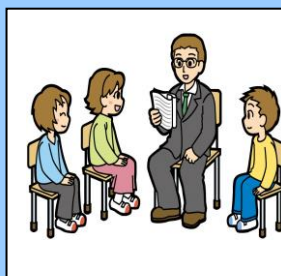
- 1 読書活動に関する情報や啓発資料の提供、読書活動の重要性の周知や啓発
- 2 「家族で本に親しむ日」(仮称)の設定など、具体的で積極的な取り組みの普及・奨励
- 3 子どもの読書活動の状況調査

- (1) 読書活動に関する身近な情報や啓発資料等の家庭・地域・学校への提供
- (2) 家庭教育学級等における、子どもの読書活動の重要性についての学習機会の提供
- (3) 「ブックスタート」及び類似事業への積極的取り組み

- 4 司書教諭や学校図書館担当者のための研修機会の充実
- 5 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上への取り組み
- 6 司書教諭の配置拡充の検討
- 7 県立学校の蔵書のデータベース化推進
- 8 学校図書館と地域の図書館等との連携・協力の事例紹介

- (4) 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上
- (5) 司書教諭有資格者の配置拡充の検討
- (6) 市町村立学校の蔵書のデータベース化推進
- (7) 市町村内または管内での連携・協力の奨励(公立図書館と学校図書館の相互利用、分担収集など)
- (8) 地域や学校等の実情に応じた特色ある読書活動推進の取り組みの支援、及び小・中学校の司書教諭等の指導力の向上を図るための取り組み

学校



- 9 民間団体(NPO)等や教育振興運動の支援(研修会の開催・取り組み事例の紹介や普及・助成制度の活用奨励・協働やネットワーク形成等)
- 10 図書館司書の研修機会の提供
- 11 市町村総合補助金及び地域活性化事業調整費による支援の検討
- 12 県民全体で読書活動推進を考えるフォーラム等の開催
- 13 県内各地の取り組み事例の紹介と普及
- 14 県立図書館児童室の整備促進や児童図書の調査研究に必要な資料収集と提供
- 15 市町村立図書館への支援
  - ① 資料検索、所蔵館検索の簡便化
  - ② 協力貸出、団体貸出等による市町村立図書館を通じた県内各地への資料提供
  - ③ 県内全域への均質なサービスを行うための資料運搬システムの確立
  - ④ 全県的な資料保存センターとしての機能発揮
  - ⑤ 広域サービス体制の整備や、職員研修等の充実と図書館間の情報共有を図るためのネットワーク構築
  - ⑥ 市町村立図書館との共同調査研究
  - ⑦ 家庭における読書活動に関する参考事例の紹介等

- (9) 地域の読書ボランティア団体等への支援の充実
- (10) 教育振興運動における「読書活動推進」の取り組み奨励と支援
- (11) 図書資料の整備充実
- (12) 図書館未設置町村における図書館整備の取り組みや公民館図書室の施設・設備の充実
- (13) バリアフリー化等の施設・設備の充実や障害のある子どもに対するサービスの充実
- (14) 図書館司書の配置促進や研修機会の充実
- (15) 関係機関、団体等との定期的連絡会等の開催
- (16) 学校以外の関係機関との連携・協力の推進
- (17) 児童図書の充実や読み聞かせ会の実施、移動図書館車の活用等による魅力あるサービスの充実
- (18) 学校等の実情に応じた図書配本などの継続的支援
- (19) 団体貸出の奨励
- (20) 図書館職員の学校訪問と子どもたちへの指導支援
- (21) 「総合的な学習の時間」をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実

地域社会



16 「岩手県子どもの読書活動推進委員会(仮称)」の設置による計画の推進



(22) 市町村の実態に即した子どもの読書活動推進計画の策定と推進体制の整備

## 計画の進行状況を示す指標の設定

策定した計画の進行状況を把握するため、家庭、学校、地域の各領域の取り組み状況を概観できる指標を以下のとおり設定する。

### （１）家 庭

指標の名称	小・中・高校生の1か月の平均読書冊数及び読書者の割合		担当課	生涯学習文化課																																																
内容・算定方法	① 小学校5年、中学校2年、高校2年の児童生徒一人当たりの1か月の平均読書冊数（冊） ② 読書者（1冊でも本を読んだ者）の割合（100%－不読者の割合）（%）																																																			
調査方法	毎年10月の1か月間を対象として、翌11月初旬に一定の児童生徒を抽出して調査する。 なお、その際、調査対象児童生徒の保護者を対象として家庭での読書状況や推進の取り組み状況についても調査する。（毎年11月調査）																																																			
目標数値及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校 5年</td> <td>①平均読書冊数（冊）</td> <td>8.9</td> <td>9.3</td> <td>10.2</td> <td>11.1</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>②読書者の割合（%）</td> <td>98</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校 2年</td> <td>①平均読書冊数（冊）</td> <td>2.4</td> <td>2.5</td> <td>2.7</td> <td>2.9</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>②読書者の割合（%）</td> <td>74</td> <td>78</td> <td>85</td> <td>92</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校 2年</td> <td>①平均読書冊数（冊）</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>②読書者の割合（%）</td> <td>51</td> <td>54</td> <td>59</td> <td>64</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「①平均読書冊数」、「②読書者の割合」とともに、15年度実績を基準値とし、16年度は、15年度実績値の5%増（105%）、17年度以降は15年度実績値の10%を目標数値に年度数加算した。                      なお、それぞれの数値は、四捨五入で処理している。</p>								15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	小学校 5年	①平均読書冊数（冊）	8.9	9.3	10.2	11.1	12.0	②読書者の割合（%）	98	100	100	100	100	中学校 2年	①平均読書冊数（冊）	2.4	2.5	2.7	2.9	3.1	②読書者の割合（%）	74	78	85	92	99	高校 2年	①平均読書冊数（冊）	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	②読書者の割合（%）	51	54	59	64	69
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																														
小学校 5年	①平均読書冊数（冊）	8.9	9.3	10.2	11.1	12.0																																														
	②読書者の割合（%）	98	100	100	100	100																																														
中学校 2年	①平均読書冊数（冊）	2.4	2.5	2.7	2.9	3.1																																														
	②読書者の割合（%）	74	78	85	92	99																																														
高校 2年	①平均読書冊数（冊）	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7																																														
	②読書者の割合（%）	51	54	59	64	69																																														
備 考																																																				

(2) 学 校

指標の名称	全校読書の割合	担当課	学校教育課																
内容・算定方法	・県内の小・中・高等学校における全校読書への取り組み状況（％）																		
調査方法	毎年8月に調査する。																		
目標数値 及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>17年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>91%</td> <td>96%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>90%</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>高 校</td> <td>61%</td> <td>64%</td> <td>67%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 15年度実績を基準値とし、17年度は、15年度実績値の5%増（105%）、19年度は、17年度目標値に15年度実績値の5%を目標数値に加算して設定した。なお、それぞれの数値は、四捨五入で処理している。</p>				15年度	17年度	19年度	小学校	91%	96%	100%	中学校	90%	95%	100%	高 校	61%	64%	67%
	15年度	17年度	19年度																
小学校	91%	96%	100%																
中学校	90%	95%	100%																
高 校	61%	64%	67%																
備 考																			

(3) 地 域①

指標の名称	県民一人当たりの図書貸出冊数	担当課	生涯学習文化課								
内容・算定方法	・県内の公立図書館等の県民一人当たりに対する平均貸出冊数（冊） ・県内公立図書館等における総貸出冊数÷県人口										
調査方法	「図書館・公民館図書室等実態調査」（県立図書館調査 毎年4月調査）による。										
目標数値 及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>17年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.56冊（実績値）</td> <td>3.75冊</td> <td>4.05冊</td> <td>4.51冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 平成14年度の実績を基準値とし、全国の国民一人当たりの貸出冊数の伸びを踏まえ、その割合に応じて目標値を設定した。</p>			14年度	15年度	17年度	19年度	3.56冊（実績値）	3.75冊	4.05冊	4.51冊
14年度	15年度	17年度	19年度								
3.56冊（実績値）	3.75冊	4.05冊	4.51冊								
備 考	・公民館図書室を含む ・全国データ：『日本の図書館』（社）日本図書館協会発行										

(4) 地 域②

指標の名称	教育振興運動における取り組み状況	担当課	生涯学習文化課								
内容・算定方法	・各実践区の「読書推進」テーマの取り組み状況（％）										
調査方法	「教育振興運動実態調査」（毎年1月調査）による。										
目標数値 及びその考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>17年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30% (227/736 実践区中)</td> <td>38% (275/720 実践区中)</td> <td>48%</td> <td>58%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 15年度実績を基準値とし、年度5%増（5%加算）とした。</p>			14年度	15年度	17年度	19年度	30% (227/736 実践区中)	38% (275/720 実践区中)	48%	58%
14年度	15年度	17年度	19年度								
30% (227/736 実践区中)	38% (275/720 実践区中)	48%	58%								
備 考											

